

事 務 連 絡
令和8年10月9日

都道府県旅行業担当課 御中

観光庁参事官（旅行振興）

大規模な漏えい等事案を踏まえた対応について（依頼）

昨今、大量の個人情報を取り扱う個人情報取扱事業者において、外部からの不正アクセスによる個人データの漏えい等事案が多数発生しています。

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）において、個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じること（同法第23条）等が求められています。

こうした状況を踏まえ、個人情報保護委員会から、別添の通り大規模な漏えい等事案を踏まえた対応について協力を求められたところです。

貴都道府県におかれましては、上記趣旨をご理解いただくとともに、貴都道府県登録の旅行業者等に対して、上記及び別添の内容を周知いただきますようお願いいたします。

■添付資料

（別添）（個人情報保護委員会事務局長通知）大規模な漏えい等事案を踏まえた対応について